

上京区のスポーツ

ソフトボール大会

第21回大会が7月1日に開催され、1部、2部合わせて14チームが参加しました。1部優勝の出水チーム(左写真)は、7月22日の京都市ソフトボール大会に上京区代表として出場しました。2部優勝は、室町チームでした。



8月は道路ふれあい月間

道路の役割や大切さを知っていただくため、警察、消防、区役所と合同で道路の正しい利用等呼びかける啓発活動を行っています。道路に立て看板を置いたり、自転車を放置すると歩行者の転倒やけがにつながる、大変危険です。一人ひとりの心がけで、道路をより安全に利用しましょう。

☎ 北部土木事務所 (☎492・3111、FAX 492・5036)

こんにちは 北部土木事務所です

エコまちステーション

移動式拠点回収のご案内

身近な場所で資源物、有害・危険ごみを回収、日時・場所 9月1日(土) 9時～11時みつば幼稚園、9月15日(土) 9時～11時中村公園

※チラシ(窓口配架)やホームページをご覧ください。

☎ 上京エコまちステーション (☎366・0776、1階⑨番窓口)



140 カウントダウン NEWS

上京区140周年

記念事業趣意書のご紹介

～文化と絆で未来につなぐ～

【文化でつなぐ!】

上京の強みである伝統、生活、ものづくりなどの文化を最大限生かして、各種の記念事業を企画・実施する。

【未来につなぐ!】

記念事業は、単なる一過性の祭りではなく、未来の上京の発展の礎の一助となる取組とする。

【絆をつなぐ!】

記念事業の実現を通して、地域の絆を強めるとともに、行政はもとより、若者、NPO、大学、事業者などとの新たな絆を広げる。

趣意書の全文もみてね。みんなの応援で、上京のまちがさらに良くなっていくMOW!



☎ 地域力推進室企画担当 (☎441-5029)

地域支え合い 活動入門講座

65歳からはじめる生きがいづくり

日時 8月31日(金) 13時30分～16時

場所 上京老人福祉センター(4面参照)

内容 地域での支えあいの和を広げること目的とした講座(講義とグループワーク)

定員 30名(無料、要申込)

区社協通信

み、先着順)

申込み 電話又はFAXにて、氏名(ふりがな)、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号をお伝えください。

※65歳未満でも参加可能。

☎ 上京区社会福祉協議会 (☎432・0656、FAX 432・9536)



上京区地域介護予防推進センター各種教室

ころばん塾

日時 9月6日～11月22日の木曜日の全12回。①14時～15時、②15時15分～16時15分

※①、②とも同じ内容

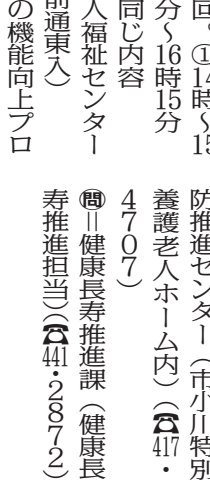
場所 上京老人福祉センター(今小路通御前通東入)

内容 運動器の機能向上プログラム

※定員10名。区内在住の65歳以上の方が対象。無料。要申込み。

申込み先 上京区地域介護予防推進センター(市小川特別養護老人ホーム内) (☎417・4707)

☎ 健康長寿推進課(健康長寿推進担当) (☎441・2872)



7+月の実家のvol.2

カマギキを考える時間

空き家化予防編

日時 9月30日(日) 14時～(13時30分開場)

場所 区総合庁舎4階大会議室

内容 「上京空き家対策ラポ」(法律、建築、片付け、福祉などの専門家により構成)による講座と交流

定員 50名(要申込み、先着順、無料、キッズスペース有)

申込み 電話、FAX、メール又は窓口にて受付

申込み・問合せ 地域力推進室まちづくり推進担当 (☎441・5040、FAX 441・2895、☎kaiji-gyo-machi@city.kyoto.lg.jp、1階①番窓口)

同時開催 15時～個別相談会(要申込み)

※9月12日(水)までに具体的な相談内容を明記のうえ、区ホームページの専用フォームにて受付。応募多数の場合は抽選。

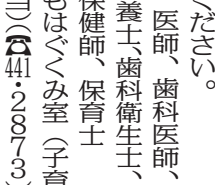
保健だより

乳幼児健康診査を受けましょう

乳幼児健診(無料)は、お子様の身体や心の成長の様子を知るための大切な健診です。実施月齢は、4か月、8か月、1歳6か月、3歳3か月の4回です。育児のこと等もご相談ください。

スタッフ 医師、歯科医師、心理士、栄養士、歯科衛生士、看護師、保健師、保育士

☎ 子どもはぐくみ室(子育て相談担当) (☎441・2873)



現況届等の提出をお忘れなく

下表手当を受給中の方は、指定期間中に届出をしてください。正当な理由なく届出がない場合、8月分以降の支給が受けられなくなります。

手当の名称	必要な届出提出期限	提出先・問合せ	
児童扶養手当	現況届 8月31日(金)	子どもはぐくみ室(子育て推進担当) (☎441-5119、3階②番窓口)	
特別児童扶養手当	所得状況届 9月11日(火)	障害保健福祉課 (☎441-5121、3階③番窓口)	
特別障害者手当	現況届 9月11日(火)		
障害児福祉手当			
経過的福祉手当			
外国籍市民重度障害者特別給付金			

市の福祉医療制度

京都市 福祉医療制度 🔍 検索

市内在住で健康保険加入者を対象に、医療費等の自己負担を軽減する制度を実施しています。制度の適用を受けるには申請が必要です。



	制度	対象者	申請・問い合わせ
①	ひとり親家庭等医療	(1)～(3)のいずれかに該当する方 (1)父または母のいない子(18歳到達後の年度末まで) (2)(1)と同一生計の親 (3)両親のいない子とその子を扶養する20歳未満の方など	子どもはぐくみ室(子育て推進担当) (☎441-5119、3階②番窓口)
②	重度心身障害者医療	(1)～(3)のいずれかに該当する方 (1)身体障害者手帳1級または2級をお持ちの方 (2)IQが35以下の方 (3)身体障害者手帳3級を持ちIQが50以下の方	障害保健福祉課 (☎441-5121、3階③番窓口)
③	重度障害老人健康管理費		保険年金課(保険給付・年金担当) (☎441-5138、1階⑦番窓口)
④	老人医療	65歳以上70歳未満で(1)または(2)に該当する方(誕生日が昭和25年8月2日以降の方は(1)のみ) (1)所得税非課税世帯(例外あり) (2)寝たきりや一人暮らし、もしくは同居者全員が60歳以上、18歳未満または一定の障害のある方のみの世帯	健康長寿推進課(高齢介護保険担当) (☎441-5106、2階⑤番窓口)
⑤	子ども医療	0歳から中学3年生までの子(15歳到達後の年度末まで)	市子ども家庭支援課分室 (☎251-1123、中・烏丸通御池 井門明治安田生命ビル3階)

※申請時に保険証、印鑑が必要。制度によっては戸籍謄本等も必要な場合あり。※①～④は所得制限あり。※③は後期高齢者医療制度の有資格者が対象。※④及び⑤は一部負担金の支払いが必要。※入院時の食事代及び居住費等は支給対象外。※⑤は子どもはぐくみ室でも受付可。